

# こんにちは 都税事務所です

公益社団法人荒川法人会会員のみなさまに、新春のお慶びを申し上げます。



## 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成 28 年 1 月 1 日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成 28 年 2 月 1 日 (月)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

## 申告書のマイナンバー記載にご協力ください



平成 28 年 1 月以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました。所定の欄に個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあたっては 13 桁の法人番号を右詰めで記載してください。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受付いたします。

## 償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合：☎ 03-5500-7010)

9:00 から 17:00\* (土・日、祝祭日、年末年始を除く)

※ 申告用のデータ作成は、専用ソフトを利用していつでも行うことができます。

【お問い合わせ先】 荒川都税事務所 固定資産税課 償却資産係 3802-8121